## 会津若松市木材チッパー貸出要領

(令和3年12月27日決裁) (令和5年8月16日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、市民等が鳥獣被害対策や森林環境保全等を目的に、会津若松市(以下 「市」という。)が所有する木材チッパー(以下「チッパー」という。)の貸出しを受けるこ とについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出窓口)

第2条 貸出窓口は、会津若松市農政部農林課とする。

(貸出対象者)

第3条 チッパーの貸出しを受けることができる者は、市内において鳥獣被害対策や森林環境保全等を目的に山林や竹林等の整備に利用する行政区や農事組合などの団体又は法人とする。

(貸出及び返却の方法)

- 第4条 チッパーの貸出しを希望する者(以下「申込者」という。)は、貸出窓口に電話等で機材の貸出し状況を確認のうえ、木材チッパー貸出申込書(別記様式)を提出するものとする。
- 2 前項による申込みがあった場合、チッパーの利用が適当と認められるときは、市は、期限を設け申込者に対して機材を貸し出すものとする。
- 3 申込者は、チッパーを直接受け取り、直接返却するものとする。ただし、直接返却することができない場合は、貸出窓口に連絡のうえ、代理の者が返却できるものとする。
- 4 チッパーの貸出し及び返却時は、市及び申込者が立会のもと、チッパーの状態を確認するものとする。

(貸出期間)

第5条 チッパーの貸出期間は原則7日間以内とする。

(料金)

第6条 貸出料金は、無料とする。

(損害賠償)

- 第7条 市は、申込者が故意又は過失によりチッパーを破損、汚損した場合は、申込者に対して その修繕にかかる費用の負担を求めることができる。
- 2 チッパーの使用に当たって発生した事故、怪我については、市は一切の責を負わない。 (禁止事項)
- 第8条 申込者は、チッパーを使用して次の行為を行ってはならない。
- (1) 営利目的の活動を行うこと。
- (2) 機材を第三者に転貸すること。
- 2 申込者は、チッパーの使用及び使用後の手入れについて、貸出窓口が示す注意事項に従わな ければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。